

志木市告示第177号

志木市コミュニティ掲示板設置及び運用要綱を次のように定める。

平成28年8月1日

志木市長 香川 武文

志木市コミュニティ掲示板設置及び運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の施策若しくは事業又は公益性を有する地域活動の情報を広く市民に周知するために市が設置するコミュニティ掲示板（以下「掲示板」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 掲示板は、設置をしようとする地域の町内会長等の意見を参考としつつ、設置箇所の均衡を考慮し、市内全域に設置する。

(掲示基準)

第3条 掲示板に掲示することができる物（以下「掲示物」という。）は、縦42センチメートル以下、横29.7センチメートル以下で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 志木市及び志木市教育委員会等の執行機関が作成したもの
- (2) 国及び他の地方公共団体が発行したもの
- (3) 志木市及び志木市教育委員会等の執行機関で所管する団体が主催する催物に関するもの
- (4) 学校法人、農業協同組合、商工会、体育協会、文化協会等の公共

的な活動を営む団体が主催する催物に関するもの

(5) 志木市及び志木市教育委員会等の執行機関が後援する催物に関するもの

(6) 志木市及び志木市教育委員会等の執行機関が所管する業務に直接関連するもの

(7) その他公益性が認められる情報又は催物に関するもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反する目的をもつもの

イ 公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反する目的をもつもの

ウ 宗教教育その他宗教的活動に係るもの又は特定の宗教、教派、宗派若しくは教団を支持し、又はこれに反する目的をもつもの

エ 明らかに虚偽の内容を表示していると判断されるもの

オ 発行する団体及び連絡先の明示がないもの

(掲示の申込み)

第4条 掲示板を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ、志木市コミュニティ掲示板申込書（第1号様式）に掲示物を添えて、これを市民生活部市民活動推進課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

(掲示の承諾)

第5条 課長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、当該申込みに係る掲示が適当と認めるときは、志木市コミュニティ掲示板承諾書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

(掲示期間)

第6条 前条の規定による承諾を得た掲示物（掲示承諾印が押印されているものに限る。以下同じ。）の掲示期間は、掲示の日から15日以内とする。

2 前項の掲示期間は、掲示板の管理上支障のない限り、その終了の日

から15日以内に限り延長することができる。

(遵守事項)

第7条 掲示承諾印の押印のない掲示物は、掲示板に掲示してはならない。

2 他の掲示物を考慮し、貼り方には十分注意する。

3 掲示物は、掲示期間終了日までに、承諾を得た申込者が責任を持って撤去しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、掲示板の設置及び運用に関し必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。